

第6回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録

日時：平成21年8月21日（金）19：00～20：40

場所：御嵩町役場北庁舎3階大会議室

司会
(御嵩町堀参事)

定刻となりましたので、ただいまより第6回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます御嵩町まちづくり担当参事の堀でございます。よろしくお願いいたします。

また、本検討委員会は第1回より公開で行っておりますので、皆様方ご了承いただければと思います。

また、亀井委員につきましては、ご都合により本日欠席である旨連絡を受けておりますので、ご了承いただければと思います。

また、傍聴者の方々に対しては、ご意見を伺い、今後の参考とするために、傍聴席のほうに意見メモをおいております。ご意見のある方は、意見メモに記入していただきまして、会議終了後、回収ボックスのほうに入れていただきますようお願いいたします。

なお、本日の出席委員につきましては、お手元の出席者名簿をもって代えさせていただきますと思います。

それでは、開催にあたりまして、お手元の資料のほうを確認させていただきます。

会議次第、出席者名簿、配席図、それから資料1としまして、第5回議事録、資料2としまして、傍聴者からの意見要旨、それから、資料2の2としまして、傍聴者からの意見、それから資料3としまして、「計画地での産業廃棄物処分場の是非」に関するたたき台、資料4としまして「町民参画の保障」を巡る論点整理、資料5としまして、基本的考え方、それから番号を振っておりませんが、お手元のほうに、基本的考え方に見出しをつけたものを事前に配布させていただいております。

以上資料を配付させていただいておりますので、もし不足等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

なお、資料の2の2の傍聴者からの意見につきましては、委員の方のみ配布をしておりますので、報道関係者の方、傍聴者の方々には配布をしておりますので、ご了承いただければと思います。

なお、委員の皆様方に配布しております資料2の2につきましては、会議の終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行を鈴木委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、第6回の検討委員会を始めたいと思います。

私のほうで、これからは進めさせていただきます。

それでは、始めに資料1の第5回検討委員会の議事録について、お諮りしたいと思います。

議事録については、前回の検討委員会におきまして、第5回の検討委員会からは、氏名、全文すべて公開という形で行うということで、了承をいただいております。

これにつきまして、各委員に事前に送付をして、各委員の発言内容については、了解をいただいております。なお、議事録については、御嵩町のホームページに掲載していただき、町民の皆さんに公開をしていただくようお願いをしております。

続きまして、第5回の検討委員会の傍聴者からの意見を事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

前回6月25日に行われました第5回の検討委員会について、4名の方からご意見をいただいております。資料2をご覧ください。意見要旨ということで書いてあります。

まず、お1人の方の意見ですけれども、「検討委員会委員の選び方がどうなのか。計画地に行ったことのない人が委員になって、良い話し合いが出来るのか」という意見ですね。「自分の周りでは、もう出来ないと思っている人が多い。寿和さんはいつか白紙に戻すという言葉が言われて、こちらは聞いたことがあるように思う」「もう少し時間をかけて町民はもちろん下流域の人にも、これら検討会に参加をしてもらうべきではないか」「寿和さんの仕事は、私たちにとってなくてはならない仕事である。小和沢の地は埋めるべきではない。上から段々に利用することを分けながら、一番下の部分に寿和さんが集めた廃棄物をどのようにきれいにしていくのか行程を皆さんに見ただけのような施設を作って拝観料をとるなど、作っていったら、もっとみんなに理解されて、明るい小和沢の地になるのではないか」以上がお1人の方の意見です。

続きまして、2人目が「委員の発言が少ない。町民代表による活発な意見交換を望む」「前回より議事が進んでいるとは思えない」

3番目の方が、「寿和工業は具体的に何を造りたいのかということが気にかかる」「計画地での産業廃棄物処分場の是非が議題に出てきたということに不安を感じている」

4人目の方ですけれども、「埋め立てをして平地を形成する必要があるという意見がどの地域を指すのかわからないが、予定する地域の生物の生態調査を行わずに、環境基本条例を遵守した計画が出来るのか疑問に思う」「環境基本条例に基づいて云々と議論しながら、着地点として、寿和工業が計画する何らかの事業に対し、町と県が全面的に協力するという青写真がありありと見える検討委員会であると感じている」以上4人の方のご意見でした。

鈴木委員長

それでは、続きまして、本日の議題に入ってまいりたいと思います。

前回の検討委員会終了後、私と守富委員、山崎委員、事務局で集まりまして、協議をいたしました。それは、前回の話し合いを思い出していただくなり、或いは議事録を見直していただければわかると思いますけれども、そこでの協議内容にも関わってきます。

つまり、「計画地での産業廃棄物処分場の是非」という点と「町民参画の保障」、この二つの論点について、一度、この検討委員会を行う間の時間に準備会を開催して、各委員にご参加いただいたうえで検討し、その成果を持って、この検討委員会に臨んでどうかというご提案をいたしまして、そのような協議をいたしました。そして、行うということになりました。

大変お時間を取らせましたけれども、7月10日にまず「町民参画の保障」について、山崎委員に中心になっていただきまして、皆さんとの協議に臨んでいただきました。7月24日に「計画地での産業廃棄物処分場の是非」について、守富委員に中心になっていただきまして、準備会をそれぞれ開きまして、そこで出された意見を基にして、今日、参考資料として用意いただきました。

それが本日お手元の方に用意されている資料3、こちらが守富委員にまとめていただいた資料。そして、資料4のほうが山崎委員にまとめていただいた資料です。こういうものとして、今日は用意されております。

本委員会に向けての準備会で、それぞれどのような意見交換がされて、そして委員としてどのようにまとめていただいたのか、これは本委員会での審議事項を補足するものでは一切ありませんけれども、そこでの協議内容について、紹介していただきたいと思っております。

それでは、最初に、資料3の守富委員のほうから、7月24日の準備会の協議内容並びに取りまとめの内容を紹介いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

守富委員

7月24日の準備会のほうでは、梅原委員、亀井委員、福嶋委員、水野委員の4名の方プラス私の5名の参加者でした。

この中では、論点という言い方をしておりますが、基本的考え方の中にあります「計画地での産業廃棄物処分場の是非」という所の文言を利用指針を作る時の文言として、この項目の文言について了解を取りたかったというのが、大きな目的です。

基本的考え方のほうでは、繰り返して読み上げはしませんが、資料5の第4、3の「利用指針並びに利用計画策定上の留意点」の4番目に入ってます「計画地での産業廃棄物処分場の是非」ということで、ここでは、本委員会は三者が平成9年6月22日の住民投票の結果(旧小和沢地区での産業廃棄物処分場設置に対する住民の約8割の反対を尊重し、寿和工業株式会社が当初計画を云々)に関する文言を最終的に指針に盛り込む時に、どのような文章にするのかという意見を聞かせていただくとともに、整理の仕方の意見をいただきました。

私自身が一番気になっていましたのは、いわゆる産業廃棄物処分場という表現では最終処分も中間処理も同じ処分場に含まれるので、中間処理施設といった断り書きが必要なのか或いはこの処分場という言葉でいいのかということでお聞きした訳です。大筋としては、皆さんの意見を聞きますと、この基本的考え方に示された資料5のままがいいのではないかとということで、私としましては、今回資料5の中から文言を拾いまして、案として、たたき台としてまとめさせていただいた次第です。

ただ、この後議論になるかと思いますが、指針の案を或いは計画地利用指針を作る時に基本的考え方というものを既に皆さんに了解を取っておりますのでこれに基づいて、指針はなるべくシンプルにもう少し整理していく方向なのかなと思っております。

そういうこともあって、この産廃処分場の是非の所も言葉を縮めた形になるのかなと思っております。

以上です。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。

この点については、今日、委員の皆さんと協議をする協議事項にしております。今、守富委員のほうから準備会での協議内容、そして、委員としての考えをまとめていただきました。今後、指針案を策定するうえで、今のような考え方でいくのかどうかをその辺をある程度整理していきたいと思っておりますので、したがって後で、またいろいろとご意見をいただきたいと思います。

ひとまず、二つの準備会での話の内容を紹介していただいてから、協議に入りたいと思っております。

それでは、山崎委員のほうからお願いします。

山崎委員

資料4をご覧ください。

先程、鈴木委員長から準備会を設けた趣旨について説明があったかと思いますが、念のために、その辺の確認からご説明をしたいと思っております。

先回、6月25日の本委員会終了後、今後の進め方について、守富委員、私、事務局の方、委員長が集まって協議いたしました。その場で、これから話を進めていく中で、この委員会自体は勿論公開ということで議事録の名前云々ということは、前回議論された訳ですが、そのことを含めて公開であるということ、ただそうなってくるとなかな

かざっくばらんな議論が出来にくいのではないかと。

そういう趣旨で、大事な論点である先程の守富委員の「産業廃棄物処分場の是非」の件と「町民参画の保障」についてですね、絞って一度非公式に議論してみる場があったほうが良からうということになりまして、私或いは守富委員がそれぞれ主催する形で、準備会というものを開いた次第です。

その結果については、そこにある資料を読み上げる形で紹介したいと思います。参加された委員は、岡本委員、鍵谷委員、高橋委員、福島委員、水野委員の5名プラス私山崎です。

指針策定において重要なポイントとなる「町民参画の保障」について、2009年7月10日に開催された準備会、私が御嵩町で何回か聞き取り調査をさせていただいたのですが、その結果などを参考にして、以下にその論点を箇条書きに記します。なお、このメモは、たたき台に過ぎず、今後の議論を拘束するものではありません。

一点目、産業廃棄物処分場計画地をどう利用するかを検討する際には、計画地を単体として捉えるのではなく、これからの御嵩町のまちづくりをどうするかという広い視点に立ち、その中で計画地を位置づけていく必要がある。

先程、ちょっとご説明するのを忘れてましたが、準備会の場でも、このような視点から、つまりこの委員会の中でも住民投票以来、賛成、反対の中で、しこりが今でも残っているという発言もあったものですから、そのことに立ち返って、より広い視点からしこりを超えて議論していくために、どうしたらいいんだろうという、そういう見地から、いろいろ意見を言っていたと背景もあります。

続けて二点目。したがって、町民参画もこれからの御嵩町のまちづくりをどうするかという、テーマをめぐる町民参画を推進していく必要がある。

然るに現状では、産業廃棄物処分場建設をめぐる意見、立場の違いもあって、これからの御嵩町のまちづくりを巡って、町民の間で広範な議論が展開されているとは必ずしも言えない。これをどう克服するかが、「町民参画の保障」のための重要なポイントである。

また、御嵩町の中でも例えば伏見と上之郷、団地地区と農村地区といったように地域性により違いがあり、「町民参画の保障」を考える際には、この点を考慮する必要がある。さらに町民参画を有効なものにする、そもそもの前提として、計画地の所有主体である寿和工業が、町民の意思を尊重する旨を表明する必要がある。

以上の諸点を踏まえるならば、町民参画の具体的な第一歩として、まずは、寿和工業が町民の意思を尊重する旨を表明したうえで、例えば、これからの御嵩町のまちづくりをどうするか、その中で計画地をどう利用していくかといったテーマについて、町民以外の第三者が進行役となって、地区ごとに話し合いを行うことも考えられる。

その際には、検討委員会の各委員が町民参画を促すために、町民各層に積極的に働きかけることが求められるということです。

先程、お断りしたように、これは、まずは第一段階のたたき台に過ぎませんので、これからこれを基にご議論いただければありがたいです。

以上です。

どうも、お2人ありがとうございました。

それでは、今日のこの会議の中の主題の一つは、今の準備会で話し合われた内容で、それぞれいろいろとご主張された部分があったと思います。それぞれ両先生の方から紹介していただきましたけれども、今の内容について、もう少し補足しておきたい、或いは説明をしていたいただいた内容について、欠席された委員からは、質問もあろうかと思いますが、どのような形でも結構ですので、まずは準備会に参加され

鈴木委員長

て、そこでの協議内容を踏まえて、協議内容そのものでも結構でございますので、ご意見がありましたら、まずは出していただきたいと。

繰り返すようですけれども、準備会は「産業廃棄物処分場の是非」という表現について、それからもう一つは「町民参画の保障」のあり方について、これを指針の中にどう落とし込んでいったらいいのかということが、もう少し本音の所で論議されたということで、クローズドとなる形で、意見交換させていただいたということでした。

いかがでしょうか。

先に守富委員に紹介していただきました資料3の内容について、少しこれからの指針の書き方についても、コメントをいただいた部分もありましたけれども、「計画地における産業廃棄物処分場の是非」に関するという所で、守富委員のほうから資料3でこのように整理をしていただきました。

この内容についていかがでしょうか。水野委員。

水野委員

守富先生にちょっとお伺いしたいのですが、第4の「計画地での産業廃棄物処分場の是非」という、この前のこれだけの文章がこれだけになるといことなんでしょうかね。

このバイオマスとかこういうことは、ここの中には埋め込まないということでしょうか。

守富委員

そこの考え方は幾つかあると思いますが、この指針作成時には、基本的考え方も当然書類としていきますので、これに基づいて、こういう指針とするという一枚紙としたい。これからの議論かと思いますが、この基本的考え方で示された所は、こちらを読めばわかる訳ですから、むしろここで言いたいことは、こういうことである。極端に言えば一行文言で、出来ればそのくらい短くしたほうがいいんじゃないかなと、またそういうのが指針なのかなと思っています。

個人的には、私、そう思っなるべく短くする方向で、極端に言えば、これでもまだ長いと言われれば、もっと縮めなくちゃいけないのかなと思っていた次第です。

とりあえず、そこの所は今日の議論を踏まえて、「基本的考え方を指針とするのだ、そのままこの長さでいいんだ」という意見もあれば、その方向でいくというふうに考えております。

水野委員

守富先生が是非これを入れたほうがいいんじゃないかということを書いてみえたので、それが無くなってしまうということは、簡素化され過ぎたというかそんな気がしますので、お聞きした訳ですが。

鈴木委員長

資料3の守富委員のまとめていただいた所では、「計画地での産業廃棄物処分場の是非」を「計画地での産業廃棄物処理施設の是非」としたうえで、「本委員会は、平成9年6月22日住民投票の結果を尊重し、利用計画の策定に際して旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設は設置しないという前提で取り組まなければならない」というふうなまとめていただいた訳ですね。

まず、ここの所をしっかりと確認を。

事務局

(寿和工業森朴顧問)

ちょっとよろしいですか。

基本中の基本の所なんです、出だしが「本委員会は」となっておりますが、「本委員会は」が主語になっておりますが、文節は「前提で取り組まなければならない」となっておりますので、この文体ですと、委員会が取り組まなければならないということになりますね。

誰が取り組まなければいけないのですか。

守富委員

基本的考え方の時には、検討委員会として、文を書いているものから、「本委員会は」とずっと入ってきますよね。それがそのまま文書に残ってしまった格好にもとれるんですが、ここでは、その書き方もこの後議論が必要かなというふうに思っております。

あくまでも、主語は、「次に利用指針を策定する方は、何々すべきである」とその主語を入れるかどうかはあると思うんですが、基本的には、そういう文書になるんじゃないかなと思っております。

ここで私が言いたかった「本委員会は」は、コンマが入っちゃうから何なんです、が、「本委員会は尊重し」というのが入ってきたということです。

事務局
(寿和工業森朴顧問)

計画地利用指針をお示していただけるという理解だったものから、利用指針だとすると、「本委員会は」以下のとおり「指針を定める」ということになって、「事業者は何々しなければならぬ」、「事業者は何々に配慮しなければならぬ」ということかという理解をしたんですが、そういう理解でよろしいですか。

守富委員

はい。その文章の文言の統一は、これから皆さんの意見を聞いて統一をしなければいけないというふうに思っております。

鈴木委員長

その点については、今日の二つ目の議題で確認しておく事項ですので、また後で詳しく検討したいと思います。他に。

鈴木委員長

それでは、梅原委員。

梅原委員

今、話題になっております第4の項目の所にありますが、中段の所で、「一方、木質バイオマス利用など新エネルギー開発を目的とした産業廃棄物処理施設など範囲が広い中間処理施設については、本委員会内で共通認識に至っていないとの意見もあり、利用指針策定に向けて今後さらに検討する必要がある」と述べられている訳ですが、1997年住民投票を実施した際、これは国政の4年前の選挙とよく似ているんですが、郵政民営化反対か、賛成かというふうに語られた訳ですが、この時もそうなんですが、最終処分場が反対か、賛成かという単純な構図で成り立ったように思うんですが、現実問題としては、寿和さんが小和沢へ計画されたことに対しての「N」ということですので、その時点では、事業計画の中には中間施設も入ってましたので、中間施設も当然消すべきだと思います。

鈴木委員長

指針案の中からですね。はい、わかりました。そういうご意見です。それでは、岡本委員、お願いします。

岡本委員

今日、守富先生からのたたき台ですけれども、後半の所で、「資源の有効利用など環境に配慮した利用計画が産業廃棄物処理施設に該当する場合には、御嵩町の関与のもとで検討されるべきである」というふうにある訳ですが、この前の段階で「産業廃棄物処理施設を設置しない前提で取り組まなければいけない」とあるのに、ここで「産業廃棄物処理施設に該当する場合は」というのは、矛盾するんじゃないかというふうに思うんです。

平成9年の住民投票条例の第一条の目的の所に、この条例は、「御嵩町小和沢地区に計画されている産業廃棄物処理施設（以下産廃施設という）の設置について、町民の賛否の意思を明らかにし、以って町行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」ということが、第一条で述べられている訳ですが、そのことからしても、この産業廃棄物処理施設というのは、当時小和沢地区に計画された管理型処分場

とそれと中間処理施設のことをまとめて産廃施設というふうに解釈していますし、そうあるべきだと思いますので、この後の所は入れるべきではないかと思います。

鈴木委員長

その他いかがでしょうか。
はい、水野委員、お願いします。

水野委員

住民投票の時点で、産業廃棄物処理場というイメージが不法投棄というようなイメージで、ものすごく町民に広がっていった訳なんです。私も一度、中公民館で説明会があって、そこへ参加したことがあった訳ですが、説明会が終わった後に「帰りに襲われるかもしれないから気をつけて帰りなさい」ということを言われたことがある。何と恐ろしいものが出るんだらうというそういうイメージが強かったんです。

そのイメージが今までずっと町民の間に続いているとすれば、もう一度、中間処理とかそういうことも考えていかななくてはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

鈴木委員長

今日のご意見をいろいろといただいて、これから指針案のたたき台を作っていかなければいけませんので、まずこの間の話し合い、そして、今、守富委員の説明を受けて、改めて指針の案の書き方としてこうすべきだというご提案をいただきたい。質問があればいただきたい。

鈴木委員長

それでは、福嶋委員。

福嶋委員

今、水野委員が言われたように、当時、小和沢地内で処分場が出来るというのは最終処分場という頭が大半の方が試してみえたんですね。時代がいろいろ変わって、当時、中間処理施設と文言があったかもしれませんが、大半がそれに気づいていなかった、若しくは読んでいなかった、見落とししたという所があって、改めて考えてみた時に、どうかなというのはありますが、住民投票でそう決まったんだ、みんなが決めたくないと言われてしまえばそれまでですが、技術もだいぶ進歩していますし、そこら辺の所を考えるのか、考えないのかをもう一度、本当にみんながそう思って中間処理施設も良かったのか、悪かったのかをちゃんと考えてから投票したのかどうかなかなか疑問があるような気もしますけれども、時代のテンポに我々乗り遅れてしまったような所もあるような気がしますので、文言はこれで構わないですけれども、少し自分も認識を変えたいと思っています。

鈴木委員長

はい、水野委員、お願いします。

水野委員

日本国に誇れる住民投票のような言い方をいつも言われているんですが、実は、御嵩町国民投票であって、400名以上の方がこの住民投票に参加出来なかった訳ですね。

ですから、その所もよく考えていただいて、反省すべき件は反省していただきたいなと思っております。

鈴木委員長

他、ご意見ありますか。
はい、鍵谷委員。

鍵谷委員

基本的なことについては、かなり段階を踏んできたと理解しておりますので、一つの基本を設定することによって、町自身が動きの取れないような形にすることは、十分考慮する必要があるのではないか。

簡単に言いますと、私たちの可燃物、そうしたものを美濃加茂の牧野で開始しまして、一つの時代の区切り20年というのを経て、そして可児市に移り、今度は御嵩町がそうした施設を受け入れる立場にもうやがて来る訳でありますので、そういうことも一つの大きな基本の中に、大きな度量と言うんですか、何でもかんでもだめだというその意味は理解します。

それはそういう考え方であれば別にいいけれども、私たちの住む所で、そうしたものを町村の持ち回りとして、受けていかざるを得ないそういう事態になった時に、この策定しようとするものが大きな障害になっては、大変動きがとれなくなる。

ですから、小和沢地内のこのことについては、基本的には産業廃棄物の処理場というものについては、基本的に造らない。守富先生の出された指針は別にいいですけども、すべて「N」であるというような、これからいろんなことが論議されると思うんですけども、町もこのことが返って障害にならない一つの基本姿勢を作っていくことが必要でないかとそんな思いがします。

鈴木委員長

はい、ありがとうございました。
はい、梅原委員。

梅原委員

今の発言は、論点の据え換えだと思うんですね。今、御嵩町全体の土地のこの話をするのではなく、小和沢地区の話ですので、あそこに限っては、住民投票条例で示された結果を遵守すべきであって、ほかの小和沢以外の地域で中間施設、バイオマスその他議論があるってことは、僕は全然不自然なことではないと思う。

今、僕たちが検討しているのは、あくまでも、処分場計画地の跡地のことですので、その辺の論点を間違わないようにしなきゃならないのかなと思います。

鈴木委員長

はい、高橋委員。

高橋委員

私は、処分場の中間処理施設ということに関しましては、今、こういう時勢でございますので、新エネルギーという表現の仕方もあれば、何でもエコ、エコで、エコビジネス、エコファクトリーとかそういう表現の仕方もありますので、なかなか一線を引くという線引きが非常に難しいので、中には中間処理で、とっても人間社会にプラスになるいいものもありますけれども、その線引きが難しいので、ここに書いてありますように、このたたき台は、ほぼいいんじゃないかなと私は思っておりますが、中間処理ということに関しては、本委員会に入れないと、最終処分場にするということではどうかと私の意見です。

鈴木委員長

はい、鍵谷委員、お願いします。

鍵谷委員

別に争うつもりは全くありませんので、梅原委員が言われることもよくわかりますが、わかるだけに、我々の一つの見識の中にそうしたものの対応も十分考慮しながら論議をしていかないと。

小和沢はこうだから、他の所はいいんだという論議は、なかなか出来ない所が出てきた時に大変だと思いますから、私は敢えて言うだけで、私は基本的には中間処理施設というのは、御嵩町にやがて黙っていても、可児市から御嵩町に受け入れて対処していかなければいけない時期が、もう既に来ているという中で対応をここできちっとしてしまおうと、次のステップが町として対応出来なくなる恐れがあり得ないような状態にしていけばいいんじゃないかと私は思っていますので、高橋さんが言われたような一つの見識があって然るべきではないだろうと思います。

鈴木委員長

はい、わかりました。

まず、様々な意見を出してくださいとお願いしたので、かみ合う部分、かみ合わない部分があって、全然問題ないと思います。

我々、常に戻らなければならないのは、委嘱をされた委員ですので、どういう事項について諮問を受けた委員なのかということに、最後はそこに収斂して協議をしなければいけません。

今、鍵谷委員がおっしゃったこれからの環境の時代の中で、環境教育を含めた中間云々という話は、この間も必要性が出てきました。そういう話を積み上げる中で、我々は「計画地における産業廃棄物処理施設の是非」をどうするのかという書き方を考えなければいけないということでしたので、その所では、高橋さん、岡本さん、梅原さんと等々出していただいた意見、福嶋さん、水野さんの意見を十分検討して案を作っていくことが必要だと思っています。

あくまでも、計画地における土地利用のあり方、今の段階では産業廃棄物処理施設を巡る是非、ここでは守富委員が「平成9年6月22日の住民投票の結果を尊重し、この地区においては産業廃棄物処理施設は設置しない」ということが明記される必要があるということですね。

一通りご意見をいただきましたが、他の観点でコメントをしておかなければいけないというご意見がありましたら、是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

岡本委員

今、鈴木委員長さんがこの検討委員会に諮問されたというふうに言われたんですが、もう一度、この検討委員会の立場、位置づけを確認しておきたいんですが、私もこの問題について、この間の一般質問でも取り上げた時に、町長も答申をいただいたら、その後に自分の考えは言うと言われたんですが、答申という言葉が使われたのですが、一般的に条例に基づいて審議会なりが位置づけられて、その審議会から出す答えが答申ですよね。町長なり町なりがその審議会にこういうことを話し合ってくださいということをする訳ですが、本委員会については、やはり諮問されてそれで答申を出すという形なんでしょうか。

鈴木委員長

我々は、設置要綱に基づきまして、三者によって委員会が設けられた。

結論だけ言うと、この委員会は、御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針の検討をして、指針案を取りまとめをして、そして町長に答申をする、提出するという役割を負っています。

指針案が受け取られた三者でもって受け止めていただいて、その中で協議をしていただいて、そして指針としてまとめていただくという作業になるかと思います。

我々はあくまで指針案として取りまとめをして、そして提出をする。実は一番最初は、基本的考え方でだいたいまとまっていくという認識であったのですけれども、そこから我々が責任を持って指針案を作っていくべきだという議論になりましたので、そこで指針案の検討に入っていくという所でした。あくまでも、案として作って、そして三者に提出する。

何か補足していただければ、いいですか。

その他守富委員で取りまとめをしていただいた準備会で、「計画地での産業廃棄物処分場の是非」という表記をめぐる意見について他に追加ではありませんでしょうか。守富委員のほう何かコメントがありましたら。

守富委員

前回の準備会の時もそうした意見が出ていましたので、住民投票

の結果は尊重することはもちろんですが、事業者から具体的な案が出てきている訳ではありませんので、そうしたものが出来た時に、対応できるような文言にしておきたいと思っております。

それを私なりに検討した結果、ここに書いたものですが、今日の意見を配慮したうえで、文言を書き直したいと思えます。

鈴木委員長

ありがとうございました。

それでは、もう一点の山崎委員の「住民参画の保障」について、各委員のほうからご意見をいただきたいと思えます。

ご自由に補足、質問をしていただいて結構です。

いかがでしょうか。梅原委員。お願いします。

梅原委員

特に、一番上に書いてある産業廃棄物処分場計画地云々という欄ですが、これからの御嵩町のまちづくりをどうするか、必要不可欠な文言だと思うのですが、これからの御嵩町のまちづくりをどうするかということで、住民投票を行ったと思うんです。

ですから、計画地をどういう位置づけにしていくかというのは、住民投票で答えが示されていると思うんですよね。この書き方は、ちょっと納得がいかない気がしますが、僕自身の考えはそういう考えです。

鈴木委員長

岡本委員、お願いします。

岡本委員

私も、今、梅原委員が言われたように、同じなんですけれども、これからの御嵩町のまちづくりをどうするか、その中で計画地をどう利用していくかというテーマについて、地区ごとに話し合うというようなことが書いてある訳ですが、先程、守富先生のほうから是非について提案があったように、この産業廃棄物処理施設を設置しないという前提で取り組まなければいけないということが前提になっているので、こういったことを町民参画の中の一つとして入れていくことは必要ないと思えます。

鈴木委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、福嶋委員、お願いします。

福嶋委員

処分場が出来る時点とかそれ以前の問題ですが、これが出来ると町にどれだけお金が入ってくるかという具体的な話もあったように思えます。

それを踏まえて、反対か、賛成かというような住民投票をやった訳ですから、一刀両断に切り捨ててしまうのは、少し問題があるのではないかと。利用計画の利用指針を立てるについて、もう少しグローバルに御嵩町全体のことを考えていったほうが、より具体的な案が出てくるんだろうと思えますし、ここだけの問題ではないような気がしますので、住民投票もそういった観点から行われたんじゃないかと私は認識しておりますので、町全体でここをうまく利用する方法がないのかということ少し頭の隅に置きながら考えていくのが、一番ベストではないかなと思えます。

鈴木委員長

ありがとうございます。他いかがでしょう。

水野委員、お願いします。

水野委員

梅原委員、岡本委員が言われたのを聞いておりますと、何となく住民投票が中心にあって、それからすべてが広がるというようなそういう見方は、ちょっとおかしいのではないかと。

産業廃棄物処分場についての住民投票は、それはそれで別の問題だと思うんですけれども、それを中心にして始めるということは、あま

り良くないと思います。

鈴木委員長

はい、梅原委員、お願いします。

梅原委員

何回も念を押しておきますが、今、我々が議論しているのは、産業廃棄物処分場計画地利用指針です。あの場所に限った話ですので、全然おかしくないと思うんですが。もっともっと広く考えれば、このまちづくりの中で場所をどう使っていくかという議論も必要かと思うんですが、今、我々に課せられていますのは、何回も言いますが、処分場計画地の利用指針を策定しようという委員会ですので、あの場所に限られれば、どうしても住民投票条例に基づき行為というのは、無視出来ない大きな核だと思います。

鈴木委員長

ちょっとその辺で梅原委員に教えていただきたいのは、前回でも、梅原委員が非常に強調されたことでもありましたが、御嵩町は、平成14年に御嵩町環境基本条例を作りまして、それに基づいて環境基本計画を作っている。基本計画については、実際にこの委員会で紹介されました。

基本条例を改めて読んでみると、皆さんがおっしゃった御嵩町全体を視野において、住民がそこに参画して協議をし、あるべき環境の保全や利用をめぐって協議をするというそういう住民参画を担保する条項がある訳ですね。

梅原委員

はい。

鈴木委員長

役場のほうもそういう確認でよろしいですね。住民参画ということ巡っては、今、我々が諮問を受けた内容は、この計画地のことなのですけれども、皆さんはもう一つ広い視野で、御嵩町全体のまちづくりを巡って住民参画の仕組みなり、システムを考えておかなければいけないのではないかということも言われたのだけれども、それは条例の中で言って担保されているというふうに考えてよろしい訳ですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

基本的考え方の中にも、住民基本条例、基本計画の遵守ということがありますので、今後、指針を作るうえで、根幹になるべき部分だと思います。

ただ環境基本条例、基本計画が計画地だけの為に作った訳じゃないので、その中でどうするかという、もう少し踏み込んだ部分がそれは、この視点に立って必要にはなってくるんだろうと思っています。

鈴木委員長

あくまでも、条例に基づく指針となってきますので、条例とまったく切り離されたものではない。

他いかがでしょうか。はい、岡本委員、お願いします。

岡本委員

「町民参画の保障」ということなんですが、具体的に今、この検討委員会で小和沢の跡地利用についての指針を作るという今のこの段階で、あまりにもまちづくりをどうするかというテーマと一緒に考えていくということなんですが、住民参画の方法をこれから議論していくのか、ちょっと論点がぼけてしまっていてよくわからないというか、当然、町民参画を図っていかないといけないんですが、具体的にこれからどういうふうにして、町民の意見を利用指針の中に反映させていくかという方法ですよね。そのための町民参画だと考える訳ですか。

山崎委員

まず、皆さんの話を伺っている中で、とりわけ梅原委員からは、先程の議論にありましたように、住民投票が核になるということで、今

回の指針というのは、小和沢のあの計画地のことなんだという確認があった。

そのことと福嶋さんのご指摘があったこれからの御嵩町のまちづくりをどうするかとか、より広い視点に立ってというのは、必ずしも矛盾することではないんじゃないかというふうに私は思っています。

住民投票の結果を尊重すべきだというのは当然のことですし、その「尊重する」の中身は住民投票しなければならなかったのは何だったのかと。

この考え方にもあったかと思うんですが、情報公開がなされていなかったとか、住民をより巻き込んだ議論になっていなかったというそういうことも、住民投票の教訓としてあった。

だから、住民投票を踏まえるといのは、そのことも含めて踏まえるということじゃないのかなと私は思っています。そういうふうな議論も準備会でしたかと思しますので、今回、このように書かせていただいたということですね。

今の岡本さんからの質問に対してですけれども、守富先生の資料3は、文言云々と言うレベルまでのものとして出していただいた訳ですが、私の今回のたたき台というのは、まだその前々段階と言いますか、そういう位置づけでありまして、最終的には、考え方にもありますように4ページ第1の「町民参画の保障」の最後の所に書いてあるように利用指針では、町民参画の具体的な手法について明確にされるべきであると。

最終的には明確にしないでいいのですが、まずそこへいく前々段階と言いますか、そこからやる必要があるだろうと。

つまり町民参画というのは、どういうふうな考え方のもとに進めなくちゃいけないのかという、その辺の確認から始めたほうがいいんじゃないかというのが、今の段階での私の認識ですし、この間は準備会でそういう話もしたかと思うんで、今回のメモとしては、こういうものも出させていただいたということです。

以上です。

鈴木委員長

その他よろしいですか。
はい、梅原委員、お願いします。

梅原委員

山崎委員のおっしゃることには、なかなか反対しにくいような理想論だと思うんですね。例えば、今この検討委員会の出席者名簿を見ていただいてもわかるように、御嵩町住民ということで、7人は入っているんですね。あと専門職として大学の先生方3人入っていただいている訳ですね。

これは住民参画ではないのか、どこまで山崎先生がおっしゃるには、住民参画というのは拡大すればいいのか、なかなか難しい問題ではないかなと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

山崎委員

それはですから先程のことの繰り返しになるかと思いますが、住民投票を何でしなくてはいいなかったのか、これはいろんな総括の仕方があると思います。

それは、やはり町民の声を幅広く聞く機会というのが、あまりにも少なかった。情報公開も無かったし、ということであるならば、それが住民投票の教訓であるとするならば、より幅広い町民参画を求めるといのは、ある意味当たり前なことだと思うんですね。

具体的なやり方というのはまだわかりませんよ、まだ。基本的考え方としては当たり前のことであって、梅原委員は住民が中に入っているんじゃないかと、これで町民参画出来ておるんじゃないかという趣旨で承ったんですが、それは、広範な町民参画だとは言えないだろうと私は思っております。

梅原委員

そういう意味では、広範囲に広がった町民参画というのは、正直言
ってなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。

例えば、さっきおっしゃったように処分場問題の時には、県からの
情報公開、町からの情報公開その他いろいろそういったことに不備が
あったことは事実なんですね。それで、あういう形に進んでいったと
思うんですが、そういったプロセスを経て、今、こういうふうな検討
委員会を設けたり、そういうようなことをしてきている訳ですよ。

ですから、それをもっともっとワークショップを開いたり、おっし
やることはすごくわかるんですが、どこまでの時間、費用、経費かか
るのかなと。なかなかそれは、難しい課題かなと思うんですが。

十分な住民参画とは確かに言い切れないかわからないですが、住
民として7名の委員が参加し、3名の専門的な先生方に入っていただ
いて議論している訳ですから、僕はかなりの住民参画だと思いますし、
今日ご覧のように傍聴者の方もたくさんみえています。全くこれは住
民参画であると思いますし、その形態を僕はなしていると思いますが、
いかがでしょうか。

鈴木委員長

ご意見をいただいたということで、最後、山崎委員からコメントが
ありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょう。

山崎委員

大体、基本的には、さっきも言ったことですね。

まず改めて確認したいと思ったんですが、「町民参画の保障」は当
然、重要な論点なんですよ。と言いますのは、今の梅原委員の議論
を承ると、もういいじゃないかというふうに聞こえるんですよ。

だけど、それはそうじゃないだろうと。今回の指針を決めるにあた
っては、幅広い「町民参画の保障」が必要なんだと。その認識をま
ず改めてしっかりしておかないと、先程のような議論が出てきかねな
い。

そこは私としては、もう一回お願いしておきたいなと思います。そ
の上で、確かに難しいですよ。やり方をどうするかと。難しいのだけ
れども、できる限りそれを可能にする方向で考えましょうという、そ
ういう我々のまず共通認識が無いと、私としても作業のしようがない
と思っていますので、その所はまず了解だけは、この場でもう一回
確認していただきたいと思っています。

鈴木委員長

はい、岡本委員。

岡本委員

「町民参画の保障」なんですけれども、これは当然皆さん町民参画
をすべきだというふうに共通認識が持てるのではないかなと思うん
ですが、例えば、前回の基本的考え方について、町民に意見を求めま
すという時に、この間の方法ですと、回覧板であれだけの文書をさっ
と流して、「意見が言いたい人は4月いっぱい意見を言いなさいよ」と
いうようなやり方では、本当に町民の人の幅広い意見というのは出
てこないと思うんですね。

ですから、今後、この指針作りをするにあたって、指針案につい
てまず町民にそれをどういうふうに情報公開をして行き渡らせて、さ
らに、町民から意見を聞いた時に、ただ意見を言って終わりではなくて、
やはり、それがきちんと指針案の中に反映されるような仕組みを考え
ていかなければいけないのではないかなと思う訳です。

山崎委員

まさに、岡本委員のおっしゃる通りでして、形式的な手続きで終わ
らせていけないというのは、その通りですよ。具体的なそうならな
い方法を考えなくちゃいけない。

ただ、その前提として、メモの中にも書かせていただいたし、準備

会でもそういう話をしたと思うんですが、計画地は寿和さんの所有であると。そういうものに町民が意見を言ったって無意味じゃないかと、ひょっとすると皆さんが思っているかもしれない。だとしたら、そもそも出てこないですよ。

だから、方法だけを議論してもだめなんで、何で寿和さんが持っているのを町民で決めるのか、町民が意見を言うのかと。どうせ聞いてもらえないだろう、言っても意味ないだろう。それでは、出てくるはずがないですよ。

ですからここで、そうじゃないですよと。先程来、梅原委員がおっしゃっているように、この委員会というのは、計画地のことだろうと。それはそうなんだけれども、どういう視点に立って計画地を論ずるのかといった時に、或いはこれからの御嵩町のまちづくりを考えるためにも非常に重要なことであって、それを寿和さんもそのことをわかったうえで、皆さんからの意見を聞こうとしているのであって、そのことの表明をしてもらえていいんじゃないかと書いてありますよね。そういう前提がなかったら、そもそも意見が出てこない可能性がある。

だから、単なる方法論にしてはいけないと、私は思っているものですから、ここからやるべきじゃないですかと準備会でも話をしたし、今回でも、まず、その点からメモを書かせていただいたという次第です。

鈴木委員長

はい、そういうご意見を今、出していただきました。

少し整理をしておきたいと思うのですけれども、我々は指針案をまず作る責務がある訳ですね。指針案の前提は、基本的考え方でありました。

この後、皆さんと協議をする事項でもありますけれども、その考え方に基づいて、指針案を我々委員として策定する責任があるんですね。

そこをまず急がなくてはいけない。どのような案になるか、それは協議を経る訳ですけれども、それも限られた時間の中で、まずたたき台を用意して、そして委員の皆さんに検討していただいて、指針案を作っていく。

実はこの所で、先程も梅原委員がおっしゃった委員として委嘱を受けた中で、有識者3名その他住民代表等という訳ですので、これまた住民参加という形である訳ですので、したがって、この委員会が住民参加を体現した場として、まずは、案を作るという責務がある。その前提には、先程岡本委員がおっしゃっていただいたように、不十分であったという反省に立ちながら、考え方が一応、パブリックコメントにかけられて、様々な意見をいただいて確定案が出来た訳です。

今の段階において、不十分であったという反省に立ちながらも、住民参画のプロセスをもって、基本的考え方が示されて意見をいただいたということがありました。そして、その中で、幾つか基本的考え方に反映できるもの、そしてすべきもの、基本的考え方を指針として生かすべきものが、前回の委員会の中で協議をされて確認をされたとは私は、理解しております。

まず、そういった点で住民参画は一定の形をもって用意され、履行されて考え方が示されて、指針案を策定する準備に取り掛かっていると。

今度は、指針案として、まずこの委員会の中で協議した内容を次の段階としては、町民の皆さんに多く知らせて、そして、それについてご意見をいただいて、この委員会として検討するということが、委員会としてまとめて、三者のほうに出すという作業があります。

そういうことで、私は理解しております。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

今の委員長がおっしゃったように、基本的考え方も委員会として意見をもらったという形ですので、次もそういう形になろうかと思っています。

鈴木委員長

いろんなやり方があるので、この委員会としては、指針案を我々の中で固めたうえで、そして、今、岡本委員がおっしゃったようにどういう方法が一番いいか、この辺も後でご意見をいただきたいと思いますが、私は一つのヒントとしては、環境基本条例を大いに生かすべきだというふうに思っていますけれども、それは一つのアイデアですけれどもね。

いずれにしても、町民の皆さんからご意見をいただく場をもって、そして、再度この委員会にかけて協議をして、取りまとめをして三者のほうに提言するということが必要であろうと思います。

それが、最終的に指針案を取りまとめて提出するまでの住民参加。まずは非常に簡略化した考え方です。そして、その指針案を三者が受け取っていただいて、それをさらに検討していただいて、指針として取りまとめをしていただく。

そうすると、今度は利用計画が出てきた段階で、より具体的な住民参画の方法が、そこで然るべき場を設置されて、協議をされて、実施をされていく。

住民参加という場合には、構想段階、計画段階、実施過程そして実施後、様々なやり方がありますので、環境アセスも事業アセスから計画アセスに変わりましたので、そういったこともいろいろと利用計画のケースバイケースに応じてやり方をそして方法を考えていかなきゃいけない。そういう所が利用指針を策定した後の今度は住民参画のあり方として出てくるのだらうと思います。

ここでは一つにまとめるといふのでは無しに、今いただいたご意見を基にして、指針案に盛り込むべき事項を一度作るための材料とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

鈴木委員長

はい、守富委員、お願いします。

守富委員

「町民参画の保障」の一番最後にあります「なお利用指針では町民参画の具体的な手法について明確にされるべきである」という文言が確かに入っているのですが、この委員会で手法についてまで議論することになるんですか。

これは、例えば事業者の方が何らかの計画案を出す時に、町民参画の具体的な手法に従うとか、手法を出すとか、これは町が別途利用計画とは別に手法を提案することが必要であるというのが指針であり、中身のことでここで議論していたら、なかなか終わらないと思うのです。

鈴木委員長

山崎さんが今後の議論を拘束するものではないとまさに書いていただいたので、私はそれでいいと思っています。敢えてここで結論を出す場ではないと思いますけれども、より今の点について答えを出すとするならば、ここで方法を確定するということは、出来ません。

それは利用計画がない以上は、それは、法律に基づいて行う住民参画、或いは条例に基づいて行う住民参画、それしかない訳でして、さらにどういういい方法があるかというのは、利用計画の具体的な内容に即して考えていかなければいけない。それでなければ非常に民主的ではないし、不誠実になってしまう。

ここで一般論としてまとめるのは、あくまでも、住民参画を構想段階でしっかりやらなくていけないという原則論を示すことが必要であるし、そこまでしか出来ないという部分はあるだらうと思います。

ただ、どこまで書ききれて皆さんが案として納得されるかという所は、今、具体的には述べられませんけれども、委員会で具体的にどのような手法でということまでは、これは協議の内容なのかどうかと言われるとちょっと無理があると、私は理解しています。

ただ具体的なよりいい方法というのを利用計画に即して考えなければならぬということは、これは入れ込むことが出来るだろうし、それをどこで協議をするのか、例えば、そういう場をこれが指針を受け取っていただいた三者でもって設置をされる方法もあるだろうし、既存の環境審議会等を読みますと、そういう場を設けることが出来るという一項目がありますので、そこで協議をしていただいてもいい。

それは、これまでの御嵩町の環境に関わるまちづくりの蓄積をきちっと尊重すれば、そういう理解は自ずと簡単に出来ると思いますので。という守富委員、回答です。

守富委員

もっと簡単に言わせていただくと、要するに、最終的な指針案として、もしシンプルに出すとすれば、極端に言えば事業者は町民の意見を聞きなさいと、聞くべきであると書く。かつその時に事業者とは別に町がどのように関わるかわかりませんが、例えば、町が町民参画の具体的な手法について検討せよと書く。指針案としては、そのレベルじゃないかなという気がするんですけど。

具体的な手法だとか中身だとかまでは書ききれないのでは。

鈴木委員長

そういうご意見を賜ったということで。
はい、岡本委員。

岡本委員

具体的な町民参画の方法までは書ききれないというか、議論し尽くしても、なかなか議論がし尽くされないと思うんですが、先程、山崎先生のほうから言われました町民参画を有効なものにする、そもそもの前提として、計画地の所有主体である寿和工業が町民の意思を尊重するということを指針の中に盛り込んだほうがいいのではないのかなと思いました。

鈴木委員長

ありがとうございます。

次の議題にいてよろしいでしょうか。

今、いただいたご意見を基にして、この指針のたたき台を作りたいと思ってます。あくまでも、たたき台なんですけれどね。

それで、まずどのような形式或いはスケール、ちょうど守富委員が話をそちらに進めていただいた部分でもあった訳ですけど、今皆さんのほうから指針として明確化する以上は、その主語を含めてやはり明らかにすべき文言は、明らかにしておかなければいけない。

具体的な方法については、どこまで書けるかわからないけれども、あるべき方法論については、述べておく必要もあるだろう。様々コメントをいただきました。そういう所を形にしていく作業に入りたいと思います。

今日、お手元のほうに、一つの材料として利用計画の考え方の項目を書いただけのものを用意しました。この指針案として、どれくらいの内容或いは分量のものを作ったらいいかというところで、皆さんのご意見を踏まえて検討したい。たたき台をまずは、用意したいと思っています。

ただその際に前提として一つご提案したいのは、基本的考え方と同じような文言或いは内容はなるべく避けたいと思っておりますので、内容という点では若干当然重なり合うでしょうけれども。

基本的考え方が委員会としては「考える」、「思う」というのは、非常に希望的なことも書いていますけれども、その辺は指針ですから、

実際に小和沢をどう活用したいという事業者側の考えが出てきた時に、事業者はこの指針を基にして、いろいろな手続きに入るし、町も住民の皆さんもそれを参考にして協議に入っていくことになると思います。あくまでも、はっきりとした文言を表す、そういう指針案を用意したいと思います。

まず、指針のイメージについて、先程、守富委員が非常にシンプルでとおっしゃったんですが、ちょっとその辺を補足も兼ねてご提案いただけますか。

守富委員

今までの経験上、こういう指針案策定の時は、読んでもらえる方、或いは受け取った方がそれに基づいていくという意味では、一枚紙なのかなというイメージは持っております。

もちろん、そこは皆さんの意見に従いますが、私の中にある指針案というのは、基本的考え方は、これを読めばわかる訳ですから、この中の一枚を見れば、この中の項目はわかるものに仕上げたほうがいいと思います。

その時に、例えば先程今日この紙をもらってずっと読んでいってみると、委員長、文言含めて前回の考え方を随分この中に盛り込んでいただいている訳ですが、3と4の「利用計画策定上の留意点と視点」というのは、重複する所もあるかと思えます。

例えば、最後の第5項目、第6項目の「御嵩町環境基本計画との整合」ここも重複していますし、4の第1の「御嵩町民の利益の尊重」、或いは「安全・安心、公共関与」というのも「御嵩町民の」ということになるかと思えます。5の利用指針の町民参画の先程議論があったところが町民関連とみることが出来ると思えます。

大きく分けると、3の2にありますような地形或いは更地にするなどいろいろ意見がありましたが、自然をそのままにするなど自然、地形に関する項目の指針、それから今日の産廃施設の論点、それから法遵守など基本条例を含めた法的なもの、町民参画、検討委員会の関与、と大きく分けると5項目くらいに分かれるのではないかと思います。その5項目について、短くここに出ている項目を拾いつつ、指針案としてまとめればいいんじゃないかという気がいたしました。

ずっと考えてきたものではなくて、今日、見させていただいて、そう思った次第です。

鈴木委員長

今、そういうご提案をいただきました。
いかがでしょう。高橋委員。

高橋委員

私も、とにかく文言をシンプルにする。どなたが見ても納得できる文言で、重複は極力避けるということですね。主語なんです、ここはと思っても、やはり、ここに主語を入れることに決して間違わないという文章が結構長く羅列していくという時は、主語を入れることは、大切じゃないかなと思います。

とにかく、どなたが読んでも読みやすく、わかりやすいという指針を作っていくことが大事じゃないかなと思います。

鈴木委員長

今、そういう大原則を言っていただきました。同時に守富委員のほうは、具体的にこういう部分は抽出して、きちっと書くという提案もいただきましたが、いかがでしょう。

皆さんの指針についてのイメージを聞かせていただくと、それを基にしてたたき台を書いていくことは、出来るんですけども。

はい、梅原委員。

梅原委員

基本的にあまり細かなことを謳うというのは、いかがなものかと思

うんです。

例えば、3の2で「地形の形質変更の是非」というのがありますが、本当に変えないほうがいいに決まっているんですが、もし業者のほうで継続可能な何か事業をやっていく時に変えざるを得ない時もあると思うんです。

ですから、この辺は御嵩町環境基本計画の整合性さえとれていれば、あまり細かいことは謳わないほうが、後々利用する側としては、利用しやすいんじゃないかなと気がします。

それとくどいようですが、3の4の「計画地での廃棄物処分場の是非」の文言、これはいらないと思います。

鈴木委員長

はい。岡本委員。

岡本委員

梅原委員は、是非の所は取ったほうがいいと言われたんですが、産廃処理施設はだめだということ、造らないということ、住民投票の結果において尊重して、利用計画の策定に際しては、産業廃棄物処理施設を設置しないということは、やはり明文化しておいたほうがいいと思います。

鈴木委員長

それは、明文化するという趣旨ですね。

梅原委員

僕が申し上げたのは、現状、田んぼや畑になっているのを何もなぶるなどと言うと何も出来ないですね。その辺りのことだけです。

鈴木委員長

鍵谷委員、いかがでしょうか。

鍵谷委員

ほぼまとめにという感じがしますが、まとまらない現実の中でそれをどういうふうにかんがえたらいいかなと。今、現状の中でこれを当てはめると何が残るか、問題点があると思うんですね。それをどう文章化されていくのかがどうされていくのかが一つの心残り。もうやらないとすれば、寿和工業と小和沢の地元の人達が結んだ農地転用に伴う関係等については、一切触れずにかかなくてもいいものかどうなのかという心配事がある。

産業廃棄物処理場を造るとか、造らないとか、設置しないとかは、十分わかっているからいいんですが、そこに残された問題は、利用計画は、町で肩代わりをしてやるのか、県がやるのか、寿和さんに引き続きこの指針に基づいてやっていただくのか、その辺の所の論議が全くない所に行ってしまう。

渡辺町長が答申を受けて、その範囲内で町長が一生懸命やっていただけあればありがたいし、或いは古田県知事がこの指針を受けて新しい手法で県と町が一生懸命やっていただけあれば結構ですし、事業者が一生懸命やっていただけあれば一番いい訳ですけども、今、ある大きな課題の財産処分という極めて大事な問題だけが、そのままいったらどうなるのかという私の一つの持論なんで、この問題を文章化しようとかということは申し上げませんが、その辺の所も並行しながら、文章の中に盛り込まなくても、考え方としてこうだというものが出てくるとほっとする所があるんじゃないかなと思って申し上げました。

鈴木委員長

指針案を策定していくうえで、小和沢地区での事業案の策定者、我々指針案の作る段階においては、事業者、寿和工業株式会社を前提とします。それ以外の事業者は想定しません。

将来のことは今わかりませんので、あくまでもこの指針案を策定していく段階では、今、言った通りです。これは、基本的考え方の第6で確認した事項だと思いますので、ご理解いただければと思います。

鈴木委員長

他いかがでしょうか。
水野委員、お願いします。

水野委員

そうなりますと、第4の「計画地での産業廃棄物処分場の是非」という項目は無しということですか。

鈴木委員長

これは、「住民投票の結果を尊重して」ということを念頭において、どう表現するかはわかりませんが、「産業廃棄物処理施設は設置しない」という文言は、明記したらどうかというご意見でした。

鈴木委員長

それでは、福嶋委員。

福嶋委員

先程、梅原委員言われたように、きっちり決めてしまうと後でいろんなことをやろうとした時に、それが返って障害になって出来ないということがありますので、多少は逃げ道があるような策定方法にしたらいいかと思います。先程、言われたように、この地形の変更というと、あのままでは、まず利用価値が無い。

あのまま残して鎮守の森か何かになれば別ですけど、それ以外は多分利用価値が無いと思いますので、これを否としてしまうとおそらくあそこは、利用価値が無くなってしまいます。環境基本計画、基本条例にマッチした方法でというのは、当然、基本中の基本なので、そこら辺の所は、少し曖昧にさせていただくといいのかなと思います。

鈴木委員長

とりあえず皆さんのお考えの参考にと思って、基本的考え方の目次を出してみた訳ですけども、この表記に捉われることは、必ずしも無いと思います。

様々なご意見をいただきましたので、よりはっきりと項目立てをす、主語を明確にして、指針として述べるべきことは、きっちりと述べる。

現段階では、具体的な内容までなかなか踏み込めない事項については、基本的考え方、大原則はしっかりと述べておく。

もう一つ大事なことは、この間、基本的考え方の所で二つほど前回意見を紹介しました。その中で、我々が指針案を書いていく時に基本的考え方の中では触れられていなかった幾つかの項目もありました。

これも指針案としてまとめる時には、反映させていくというお約束した事項もありましたので、そういったものも加味して一度たたき台を用意していきたいと思います。

希少種のことであるとか、そういったことについて、いろいろとご意見をいただきました。項目として、それを入れていけるということでした。そういったことも含めて考え方の中で、落ちていた部分で指摘いただいた部分で反映するとお約束した部分は、基本的考え方で、きっちりと入れていくよう努力していきたいと思います。

それでは、基本的考え方並びにこの間の協議を踏まえて、一度、私と守富副委員長と事務局で、たたき台となる指針案を作らせていただきます。

一つご理解いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木委員長

ということで、次回、会議を設ける際には、指針案を協議していただくという方向で、臨みたいと思います。

その指針案の書き方については、ご意見いただいたなるべくシンプルであるとか、幾つかの留意点を言っていただきましたので、それを踏まえて、一度案を作ってみたいと思います。

事務局のほうもそういう理解でよろしいですか。

(事務局了承)

鈴木委員長

御協力ください。
それでは次回の検討委員会ですけれども、事務局から提案していただく日程ありますでしょうか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

前回、第5回目6月25日の時点では、8月の下旬までに利用指針をまとめて、その後9月の下旬から1ヶ月くらいパブリックコメントをかけて、8月にまとめをして12月の初旬、中旬に委員会から報告とそういう流れで了承をさせていただいたんですが、その後で、準備会をやられて二つの論点整理をされて、今回指針のフレーム、骨子が大体まとまってきたと思いますので、なるべく早い段階で次の第7回を9月の上旬ぐらいで調整をさせていただきまして、進めていきたいということで、考えております。

具体的に9月5日という話は、日程調整はこの場でさせていただけるのか、後程、委員長、副委員長の日程をみて、9月の早い時期に今日聞いた意見をまとめて、指針案のフレームを考えていきたいと思うのですが、どんなものでしょうか。

鈴木委員長

一応三者ということですので、県と寿和工業のほうも事務局としてご協力いただかなければなりません、まず我々でいただいた意見で一回作りますので、ちょっと時間がほしいというのが正直あるので、少し時間をください。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

スケジュール的には、もう少し流動的に考えてやっていきたいと思っています。

鈴木委員長

これまでの会議の最初のほうから全部見て、特にパブリックコメントでいただいた意見も尊重して、それで、指針案を作る作業をしたいと思います。

時期については、後日ご相談させていただくということで、9月の半ばくらいまでには、なるべく開催出来るように準備したいと思いませんけれども。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

よろしく願いいたします。

鈴木委員長

その他、何かございますでしょうか。
それでは、本日の議事については以上で終わりますので、事務局のほうにお返しいたします。どうもありがとうございました。

司会
(御嵩町堀参事)

鈴木委員長には、長時間にわたり議事を円滑に進行していただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様にはご熱心な議論、本当にありがとうございました。それでは第6回の会議のほう終了させていただきます。

どうもご苦労様でした。ありがとうございました。